

高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ

1年間の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、下表の自己負担限度額を超えた場合には、申請により自己負担の一部が支給されます。

医療費と介護サービス費を合算する場合の自己負担限度額

70歳未満		70歳以上75歳未満または 後期高齢者医療被保険者	
所得区分	自己負担限度額	所得区分	自己負担限度額
上位所得者	126万円	現役並み所得者	67万円
一般	67万円	一般	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ	19万円

※自己負担限度額は、毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間の合算を対象とします。

※高額療養費や高額介護(予防)サービス費に相当する額は、計算対象の自己負担額から除いて計算します。

申請方法

支給の対象となる被保険者の方には、お知らせを送付しましたので、お知らせに記載のある問合せ先に申請してください。なお、一定期間申請のない場合は、再度案内をする場合があります。

ただし、計算対象期間中(毎年8月1日～翌年7月31日までの間)に市町村を越える転居をした場合や、ほかの医療保険制度から後期高齢者医療制度に移った場合は、支給の対象となる旨のお知らせができない場合があります。支給の対象となるかどうかを確認し、具体的な手続きや不明な点については、問合せ先へ相談をお願いします。

問合せ先

市役所市民窓口グループ ☎52-1111(内線261・262)(国保担当)
(内線227・217)(後期高齢者医療担当)
いきいき広場内介護保険グループ ☎52-9871

刈谷豊田総合病院と診療所の病診連携がはじまりました



衣浦定住自立圏を形成する高浜市、刈谷市、知立市、東浦町と刈谷豊田総合病院、医師会などが連携し、構築した地域医療ネットワークシステムの運用がはじまりました。

このシステムは、刈谷豊田総合病院と診療所などとの間をインターネットを通じてオンライン化することにより、紹介時の診療予約、検査予約の効率化や診療情報の共有化など、受診者の利便性の向上を図るもので、圏域内の100を超える診療所が参加し、実施するものです。

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ
☎52-9871